

事業のご報告

令和7年度（第81期）

TATEBAYASHI SHINKIN BANK REPORT, 26



たてしん2026は信用金庫法第89条により作成したディスクロージャー資料です。



CONTENTS

● ごあいさつ	1	● 決算の状況	18 ~ 29
● 館林信用金庫と地域社会	2 ~ 4	(貸借対照表) (損益計算書) (貸借対照表の注記)	
● 経営理念・行動指針・業績・概要・地区一覧・		(損益計算書の注記) (剰余金処分計算書) (監査報告書)	
対処すべき課題	5 ~ 7	● 預金の状況	30
● コンプライアンス (法令等の遵守) について	7	● 貸出金の状況	31 ~ 32
● マネー・ローングリング及びテロ資金供与対策へ		● 資料	33 ~ 39
の取組みについて	7 ~ 8	● リスク管理債権の状況	38 ~ 39
● 反社会的勢力に対する対応について	8	● 当金庫の自己資本の充実の状況等について	40 ~ 55
● リスク管理体制について	8 ~ 9	● 理事・監事の氏名及び役職名	56
● 中小企業の経営改善及び地域活性化のための		● 店舗一覧及び自動機器設置状況等	56
取組み状況	9	● 組織図	57
● 金融ADR制度への対応について	9 ~ 10	● 沿革	58
● 営業のご案内	11 ~ 15	● 総代・総代会に関する事項	59 ~ 61
● 手数料一覧表	16 ~ 17	● ディスクロージャー開示項目	63

ごあいさつ



万緑の候、山々の緑が一層深みを増す季節を迎え、会員の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。ここに、第81期決算のご報告を申し上げるにあたり、日頃の格別なるご支援、ご愛顧に対し、心より厚く御礼を申し上げます。

わが国経済は、所得環境の改善による個人消費の増加や、企業の成長投資に支えられ、当初、穏やかな回復が予測されておりましたが、米国やイスラエルによるイラン攻撃やホルムズ海峡の事実上の封鎖に伴い原油供給に懸念が生じており、当金庫の主要顧客である中小企業者においても、原材料価格の高騰、一部部材の供給不足、エネルギーコストの増加など、影響が懸念される

状況となっています。

また、4月早々の引上げは見送られたものの、6月に日銀による政策金利の引上げが行われ、金融市場においては金利の上昇が続いています。

さらには急速に進む人口減少や少子高齢化を背景とした経営者の後継者難、慢性的な人手不足といった構造的な問題が顕在化するなかで、デジタル化への対応や脱炭素の取組みといった新たな経営課題にも直面しています。

このような様々な変化のなか、当金庫は取引先中小企業が経営環境の変化に翻弄されることのないよう、その資金繰りを支え、事業継続を徹底的に支援し、困難な時代を生き抜くための課題解決支援を実践してまいります。

当金庫の昨年度決算に関しましては、令和8年3月末の預金残高は136,813百万円、貸出金残高は64,007百万円となりました。損益につきましては、積極的な取引先支援の結果、貸出金利息1,067百万円を計上すると共に、効率的な資金運用により有価証券利息配当金および預け金利息で662百万円を計上するなど収益確保に努めました。一方で各経費の見直し削減や与信費用の圧縮等の経営努力を行うとともに、金利上昇に伴い価格が下落した有価証券の洗い替えを積極的に進めた結果、経常利益231百万円、当期純利益200百万円を計上いたしました。

また、自己資本比率は前期比0.17%上昇し13.83%となり、金融機関の健全性を示す国内基準4%を大幅に上回る水準を維持しております。これも偏に取引先の皆様のご支援の賜物と感謝いたしております。

当金庫は、創立100周年を迎えた今年度からの3年間を対象とした新たな中期経営計画～協働する「たてしん」～“地域・お客様と金庫・役職員が協働する「たてしん」を目指す”をスタートさせました。

当金庫が創立からの100年間、育み、育まれ、共に歩んできた館林・邑楽地域の金融機関としての原点に立ち返り、地域・お客様と金庫・役職員が協働することで、地域の発展、お客様の成長による金庫の発展を目指す計画としています。当金庫が保有する金融サービスの提供と事業先・個人を問わず地域のお客様に寄り添った、様々な伴走型支援の実践により、真に地域に根差したリレーションシップバンキングを推し進め、地域の発展に貢献していきたいと考えております。

今後とも、より一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年6月

館林信用金庫

理事長 早川 茂

館林信用金庫と地域社会 ～地元とともに～

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

※計数は令和8年3月末現在

当金庫は、群馬県館林市、太田市、桐生市（旧 新里村、黒保根村を除く）、邑楽郡、栃木県佐野市（旧 田沼町、葛生町を除く）、足利市、栃木市（旧 栃木市・大平町・都賀町を除く）及び埼玉県加須市（旧 加須市・騎西町・大利根町を除く）を事業地域として、地元の中小企業や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取組んでおります。

会員数	11,773名
出資金残高	202百万円

常勤役職員数 100人 店舗数 10店
(パートを除く、嘱託を含む)

① 預金積金に関する事項 (地域からの資金調達の状況)

当金庫では、地域のお客様の資金づくりのお手伝いをさせていただきため、新商品の開発や金融サービスの向上に努めております。

令和8年3月末において、預金積金残高136,813百万円となりました。その内訳では、個人預金101,735百万円、法人預金24,259百万円、公金預金10,760百万円、金融機関預金58百万円の預金積金をお預かりしております。

預金積金残高

136,813百万円

② 貸出金（運用）に関する事項 (地域への資金供給の状況)

お客様からお預かりしました預金積金は、お客様の様々な資金ニーズにお応えし、円滑な資金供給を行うことで地域社会に還元しており、営業地域内の中小企業を中心に令和7年度は設備資金344億円、運転資金295億円を融資しております。

また、令和7年度についても中小企業者の新規事業者向けに「創業者・再チャレンジ支援資金」等を取扱いしております。個人のお客様には住宅ローン104億円、消費者ローン19億円を融資しております。

貸出金残高

64,007百万円

預金積金に占める
貸出金の割合 **46.78%**

③ 貸出以外の運用に関する事項

余資運用のうち、有価証券は前年同期比877百万円増加の41,483百万円、預け金は前年同期比675百万円減少の35,703百万円となりました。様々なリスク等を考慮した慎重な運用を行いました。（余資とは、有価証券・預け金のことをいう）

余資運用残高（無利息預け金は除く）

77,187百万円

④ 今期決算に関する事項

預金につきましては、前年同期比393百万円減少の136,813百万円。貸出金につきましては、前年同期比908百万円減少の64,007百万円となりました。損益面においては、資金利益が前年同期比6百万円増加の1,514百万円です。業務純益は前年同期比13百万円減少の219百万円です。当期純利益は前年同期比65百万円増加の200百万円となりました。

また、金融機関の健全性をあらわす指標の自己資本比率は13.83%で、国で定める4%の基準を大きく上回っております。

5 社会的責任と地域貢献活動の取組み

- ・6月15日の「信用金庫の日」にちなみ共同事業として献血・募金事業を実施しております。
- ・毎年館林市および邑楽郡内で開催される館林まつり・大泉まつり・板倉まつりに各地区店舗の役職員が参加し、神輿を担ぎ地域住民との絆を深めております。
- ・役職員並びに近隣の人たちの人命救助の一翼を担うことを目的に「AED」を市役所出張所を除く全店に設置しており、定期的にAEDの取扱い訓練を行っております。
- ・地域社会の活性化に積極的に取組むため、当金庫営業エリアにある各自治体等（館林市・館林商工会議所、邑楽町・邑楽町商工会、明和町・明和町商工会、板倉町・板倉町商工会）と包括連携協定を締結しております。
- ・令和8年3月8日「たてしん」を冠にした「第25回たてしん杯争奪邑楽町少年野球6年生大会」が行われました。12チームが参加し、野球を通じて技術の向上と選手相互の交流、青少年の健全育成に協力しました。
- ・令和7年11月20日に、当金庫と桐生信用金庫、館林市、桐生市、伊勢崎市、太田市、みどり市、桐生商工会議所の8者合同による「ビジネスマッチングフェア2025」を開催しました。
- ・館林市が推進する日本遺産「里沼（SATO-NUMA）」のPR・普及活動に積極的に協力しております。市内3店舗のロビーに「里沼（SATO-NUMA）」PRブースを設置。また、当金庫カレンダーにも継続的に「里沼」をテーマとして取り入れ作成しております。



館林まつり



里沼（SATO-NUMA）PRブース



ビジネスマッチングフェア



カレンダー

6 取引先への支援等 (地域との繋がり)

(1) 顧客ネットワーク化の取組み

経営者の異業種交流・親睦を図る場として、経済・文化講演会や経営研究等を行う「たてしんビジネスクラブ」を平成元年に発足(現会員数60名)、会員相互の発展と地域繁栄の担い手としてのお手伝いをしております。令和7年度は「SUBARU矢島工場」「富岡製糸場」の見学会を令和8年3月11日に開催しました。

当金庫に年金振込指定して戴いているお客様への感謝と、お客様相互の親睦を図ることを目的に、「たてしん年金友の会」を平成23年に発足、毎年「年金友の会バス旅行」を企画しております。令和7年度については、「プロが選ぶ日本のホテル・旅館100選の宿 40年以上トップ10受賞の宿 かみのやま温泉日本の宿 古窯に泊まり、やぐら宴会で楽しむ、米沢と塩釜2日間の旅」を令和7年9月28日から29日までの日程で開催しました。

(2) 経営改善支援先等への支援

令和7年度、経営改善の支援対象企業を13社抽出しました。当金庫は、支援先の課題認識を共有し、資金繰り計画の把握や財務改善アドバイス、経費削減の提言等を行い、地域金融機関として企業に寄り添った対応をしています。支援先の経営課題を認識しつつ、課題解決に対しては、経営改善計画書策定や外部専門機関との連携を強化し、支援先の主体的な取組みをサポートしています。令和7年度においては、原材料やエネルギー価格の高騰、人手不足や人件費の上昇、供給力の低下等の影響を受け、地域企業の経営環境は厳しさを増す中、ランクアップが1先ありました。引続き企業の課題解決支援に取組み、適切なソリューションを提案してまいります。

(3) 創業支援への取組み

当金庫は、地域の創業希望者に対し、相談窓口や継続的な創業相談等による支援を積極的に取組んでいます。創業に係る事業計画策定支援や創業関連制度融資の提案、「たてばやし創業応援ネットワーク」を活用した外部連携を強化し、地域内の創業者をサポートしております。令和7年度においては、創業資金を7件取扱い致しました。

(4) 中小企業への振興支援

令和7年6月に館林市、館林市商工会議所、㈱トランビとの4者間で「包括的連携に関する協定」を締結しました。事業承継をはじめとする中小企業・小規模事業者の多様なニーズや各種相談、課題の解決に対応するため、お互いの強みを活かし、地域社会の発展に協力して取組んでいきます。

また、群馬県信用保証協会と「中小企業・小規模事業者の振興に係る相互協力に関する覚書」を締結しており、継続して地域経済の活性化と発展の促進に努めてまいります。



年金友の会旅行



たてしんビジネスクラブ



包括的連携に関する協定式



事業承継セミナー

経営理念

1. たてしんは、金融サービスを通じて、地域経済の発展に貢献します。
2. たてしんは、お客さまの満足と感動のために活動し、共に未来を築きます。
3. たてしんは、地域社会の一員として、社会における役割を積極的に果たします。
4. たてしんは、堅実経営に徹し、働きがいのある職場づくりに努めます。

行動指針

1. 私たちは、地域経済繁栄の担い手として、金融仲介機能の発揮、価値ある金融サービスの提供により、企業の振興と地域の活性化、豊かな生活づくりに貢献していきます。
2. 私たちは、お客さまの満足と感動を第一に、何をすればよいのか、何が最良なのかを創意工夫し、地域の発展を目指していきます。
3. 私たちは、地域社会の一員としての責任を自覚し、あらゆる法令やルール、社会的規範を遵守し、誠実かつ公正に日々の業務に取り組み、社会における役割を積極的に果たしていきます。
4. 私たちは、健全な金融機関として、より強固な経営基盤の構築に努めると共に、役職員の幸せと、活気に満ちた働きがいのある職場を作っていきます。

業績

預金・積金

残高は136,813百万円となり前期比394百万円(0.28%)の減少となりました。流動性預金は86,422百万円となり前期比963百万円(1.12%)の増加となりました。定期性預金は50,390百万円となり前期比1,357百万円(2.62%)の減少となりました。預金者別では、法人預金は883百万円(3.77%)前期に対し増加し、個人預金は513百万円(0.50%)前期に対し減少となり、公金預金は782百万円(6.77%)の減少となりました。

貸出金

残高は64,007百万円となり前期比908百万円(1.39%)の減少となりました。期中平残は前期比1,450百万円(2.22%)減少し、63,763百万円となりました。法人向け貸出は前期比0.71%、個人向け貸出では前期比0.48%の減少となりました。業種別では、製造業1.15%減少、建設業15.54%増加、運輸業・郵便業7.39%減少、卸売業・小売業10.25%減少、金融業・保険業0.22%減少、不動産業2.64%減少、サービス業4.41%増加、地公体7.91%減少となりました。

預かり資産・保険商品等

資産運用の多様化に対応し、個人向け国債や投資信託、一時払終身保険、個人向け信託商品のご提案をさせていただいております。令和7年度販売実績では、個人向け国債は655百万円、前期比74百万円(10.15%)の減少、投資信託は19百万円、前期比5百万円(35.71%)の増加、一時払終身保険は533百万円、前期比79百万円(12.90%)の減少、個人向け信託商品は「しんきん相続信託こころのバトン」で累計9件、54百万円の取扱実績となりました。

確定拠出年金「しんきんiDeCo」に加え、令和6年1月から少額投資非課税制度「新NISA」の取扱いを開始しました。令和7年度の「しんきんiDeCo」実績は13件となりました。

アフラックの保険商品の令和7年度販売実績は、「医療保険」8件「がん保険」10件「介護保険」1件「WAYS」13件で合計32件の取扱実績となりました。

共済商品では、ぐんま共済の生命医療共済「シルクシニア」がん総合保障共済「がんサポート共済」を取扱っており、令和7年度では、「シルクシニア」が10件、「がんサポート共済」が46口(件)の取扱実績となりました。

損益状況

経常収益においては、資金運用収益が前期比174百万円の増加、役務取引等収益が前期比14百万円の増加などにより、1,979百万円(前期比179百万円増加)となりました。経常費用においては、経費が前期比69百万円の減少でしたが、役務取引等費用やその他業務費用が前期比増加により、1,748百万円(前期比124百万円増加)の計上となりました。

したがって、経常利益は231百万円、業務純益は219百万円で、当期純利益は200百万円の計上となりました。

概要

(令和8年3月末現在)

・名称 館林信用金庫
・所在地 館林市本町一丁目6番32号
・電話 0276-72-5511
・創業 大正15年6月23日
・理事長 早川 茂

・出資金 202百万円
・預金量 136,813百万円
・貸出金 64,007百万円
・役職員数 100人
・店舗数 10店舗(館林市内5店舗、邑楽郡内5店舗)

地区一覧

群馬県

館林市、太田市、桐生市（旧 新里村、黒保根村を除く）、邑楽郡

栃木県

佐野市（旧 田沼町、葛生町を除く）
足利市、栃木市（旧 栃木市・大平町・都賀町を除く）

埼玉県

加須市（旧 加須市・騎西町・大利根町を除く）

当金庫が対処すべき課題

(1) ガバナンスに関する取組み継続

ガバナンスの強化に向けた業界における自主的取組みとして「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」を実践して行くことが求められています。具体的には、会員の皆様からの要望・意見に対する改善策の検討と報告態勢を堅持します。また、理事会においては、非常勤役員に提供する分かりやすい説明資料の作成と同資料の事前配布やブリーフィングを行なうことで、理事会での議論がより活発になるよう取組みます。

(2) 渉外力の強化

これからの渉外係は取引先企業の課題解決支援や経営全般の相談、事業承継の相談など、様々な対応が求められます。地域金融機関である信用金庫では、渉外係による地域に密着したface to faceによる渉外活動は営業戦略上の生命線であり、渉外係の存在と役割は、都銀や地銀にない特徴となっています。従って、様々な研修の実施とマンツーマンリーダー制の導入など、効果的なOJTによる優秀な渉外係の育成は当金庫の極めて重要な課題と位置付けております。

(3) 店舗計画と新しい機械導入の推進

時代の趨勢として、全国的に金融機関への来店客の減少が進んでいる状況です。当金庫としても効率的な運営に資するため、既存店舗の預金特化型店舗への変換や店舗サテライト化、少人数店舗における昼休業の導入、店舗内店舗の設置等を推めてきました。今後とも適正人員による、質の高いサービスの提供を実践してまいります。また、当金庫では古い店舗が多く適宜改修が必要と認識しています。必要に応じて順次店舗の改修を行うとともに、最新の機械設備の導入を計画的に進めることで業務の効率化を図り、適正な人件費の圧縮による経営の効率化に取組んでまいります。

(4) 預金

人口の減少・高齢化の進行により、将来的には個人預金の減少が見込まれ、預金者数の維持・拡大に向け、若年層及び年金受給者層の囲い込みを図るためには、新商品の開発やキャンペーン等の様々な取組みが必要不可欠であります。令和7年度においては、預金の増強に向けて、12月にプレ100周年記念金利優遇定期預金・定期積金のキャンペーンを実施しました。

また、高齢者との取引が増加するなか、相続時の資金流出防止に向け、相続定期預金の発売を開始し推進を図っています。

加えて、相続・遺言に関するお客様のニーズに対応するため、令和7年12月12日に群馬県行政書士会との包括連携協定に基づき、同会所属行政書士による「相続・遺言・成年後見等相談会」を開催しました。

(5) 貸出金

世界の政治経済の状況として、米国やイスラエルによるイラン攻撃やホルムズ海峡の事実上の封鎖に伴い、原油供給に懸念が生じており、原材料価格の高騰や一部部材の供給不足、エネルギーコストの増加などが、信用金庫の主要取引先である中小企業の業況回復の不安材料となっております。

加えて、中小企業の多くはコストの増加、デジタル化への対応、脱炭素の取組み、経営者の高齢化や後継者不足、慢性的な人材難といった問題も抱えており、深刻化しています。

こうした地域の中小企業のお客様が抱える経営課題に対応すべく、解決に向けた提案等に取り組むとともに、必要とする資金需要への積極的な対応を行っているところであります。

個人向け貸出についても、住宅ローンや消費者ローン等、お客様のライフサイクルに応じた商品をご用意し、積極的に取り組んでいます。

(6) 中小企業の経営支援に関する取組みについて

地域金融機関である当金庫は、地域の経済・産業の現状及び課題を認識・分析するとともに、こうした分析を活用し、様々なライフステージにある企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価したうえで、それを踏まえた解決策を検討・提案し、必要な支援等を下記のとおりに対応しています。

1. 当金庫では、原材料やエネルギー価格の高騰、人手不足に伴う人件費増加等の影響により業況が悪化している取引先に対して、次の3つの支援を柱として取引先支援を行っております。①運転資金等の資金繰り支援。②返済条件緩和への対応及び経営改善計画書の策定支援。③売上高増加等を実現するための本業支援。以上のように、事業者の立場に立った経営支援を継続的に実施してまいります。
2. 創業支援やビジネスマッチング、各種経営支援、事業承継支援等に対応するため、関係する外部専門機関と連携し、実効性の高いコンサルティング機能の強化を図っております。
3. 当金庫は、地域経済の発展に貢献するため、本部と営業店の連携を図りながら、モニタリングを強化し、中小企業者への経営改善支援に努めていきます。具体的には、経営改善計画書の策定支援や財務改善アドバイス、外部専門機関への取次ぎ等を実施して行きます。

令和8年3月末時点における住宅資金利用者を含めた条件変更の受付先は、836先となっております。経営改善支援先は13先で、このうち11先が条件変更を行い、経営改善計画書の策定先は9先となっております。

条件変更先	経営改善支援先	経営改善計画書策定先
836先	13先	9先

条件変更した事業先のうち600先で期限後も再変更しており、刻々と変化する環境のもと、当初の取引条件に戻るのは並大抵でない状況にあります。

今後も、地域金融機関として、コンサルティング機能の発揮に努め、事業所先の財務面だけでなく事業全般において、外部専門機関と連携し、専門的な知見を活かした経営支援により、経営の健全化および財務の正常化に向けて取り組んでまいります。

(7) 経営者保証に関する取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

令和7年度	
新規に無保証で融資した件数	741件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	58.9%
保証契約を解除した件数	37件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

(8) 担保・保証に過度に依存しない融資への取組み

当金庫における、担保・保証に過度に依存しない融資への取組みとして、事業性評価に基づく融資・本業支援を積極的に推進しております。当金庫では、お客様の事業の内容や成長の可能性・将来性について適切な評価を行うため、お客さまとの丁寧な対話や経営相談を通じて、現時点での財務データや担保・保証だけに囚われない評価を行っております。

令和7年度	実行先数	実行金額
事業性評価に基づく融資・本業支援	7先	1,228百万円

コンプライアンス (法令等の遵守) について

- 当金庫は、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置付け、次の基本方針のもとに、役職員一人ひとりが、自覚と責任をもって取組んでいくものとします。
 - 役職員は、信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を自覚し、責任ある健全な業務運営に努めます。
 - 役職員は、あらゆる法令・規則・規範を厳格に遵守し、かりにも社会の批判を受けることのないよう、適正な業務運営に努めます。
 - 反社会的勢力に対しては、警察等関係機関とも連携して、断固とした対応をします。
- 現在、金融機関においては、高い倫理観と法令遵守がこれまで以上に必要とされております。事故や事件、トラブル等の未然防止を図り「信頼」「信用」を確固たるものとするため、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うすることがコンプライアンスです。
- 管理体制はコンプライアンス統括部署を事務局と定め、本部部長で組織する「コンプライアンス委員会」を運営しております。本部各部署は年初にコンプライアンス・プログラムを策定し、理事会の承認を受けた上で、これに基づいた諸施策を実施する他、「コンプライアンス委員会」において進捗状況の一元的な報告・管理を行なっています。また、本部各部及び営業店にコンプライアンス責任者及び担当者を配置し、定期的の実施している「コンプライアンス・チェックリスト」による点検を行い、再度事務局が検証を行っております。
- コンプライアンスを実現するための具体的な手引書「コンプライアンス・マニュアル」および冊子「信用金庫職員のための考えるコンプライアンス改訂版」を全役職員に配布し、コンプライアンスに対する認識強化に努めています。
- 法令違反の未然防止と遵法精神を高めることを目的として、支店長（本部は副部長）以下全員に対し、定期的の実施している「コンプライアンス実践項目チェック表」を使用し、各項目について自主点検を実施させ、その結果の適切性を事務局が検証しております。
- 反社会的勢力排除に対する取組みとしては、「反社会的勢力に対する基本方針」を掲げ警察等関係機関とも連携し金庫全体でこれに取組み、断固として反社会的勢力との関係を遮断しております。

今後もコンプライアンスの一層の充実を図るため、的確に法務関連の情報を掌握するとともに研修体制を強化し役職員全員が法令等や社会的規範遵守に努力していく方針です。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への取組み

館林信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部（事務局）を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。
また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。
なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、主管部である事務部の検証に加え独立した内部監査部門である監査室による監査を定期的実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

サイバーセキュリティ管理態勢

当金庫では、サイバーセキュリティ管理を経営上の重要課題と位置づけ、サイバーセキュリティ管理態勢を強化するため、金庫内にCSIRT(Computer Security Incident Response Team)を設置しております。

より安全にお客様にサービスをご利用いただけるよう、今後もサイバーセキュリティ管理態勢の継続的な強化に努めてまいります。

反社会的勢力に対する対応について

・当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

リスク管理体制について

金融の自由化や国際化の進展等に伴い金融機関をとりまくさまざまなリスクが急速に多様化・複雑化しております。このような金融情勢のもと、当金庫は「地元と共に」をモットーに地域貢献を行い地元との共存共栄を図るとともに、リスク管理体制の強化に取り組んでいます。

当金庫は「内部管理基本方針」のもと、法令等遵守、顧客保護等の徹底並びに各種リスクの正確な把握・管理・運営を行うための基本方針として「リスク管理基本規程」を定めています。また、業務執行に伴い発生する各種リスクを統合的に管理する必要性から実効性の手続きを定めた「統合的リスク管理規程」を設けております。これにより当金庫の各種リスクを正確に把握し個別の方法で質的・量的に評価したうえで経営体力（自己資本）と対照することによって統合的なリスク管理機能の実効性を確保しています。

1) 信用リスク管理

信用リスクとは、貸出先の財務状況悪化等により貸出金が回収不能となり当金庫が損失を被るリスクのことです。当金庫では貸出資産の健全性を維持するため、審査管理部門を営業推進部門と分離した体制をとっており、貸出先に対しても信用格付に応じた適切な与信管理を行っております。また内部研修の実施、外部研修への派遣、融資部による営業店への臨店指導等、常に職員の審査管理能力向上にも努めております。

2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の市場価格の変動により、保有する資産の価値が変動することで損失を被るリスクのことです。

市場リスクに対しては、資産・負債の総合管理を行うALM委員会で金融機関業務に伴う金利変動リスク・為替リスクなどの適切な管理を実施しております。

3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の混乱等により、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることなどにより損失を被るリスクのことです。

流動性リスクについては、支払準備金を信金中央金庫へ預け入れるとともに、信金中央金庫が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ体制を整えております。

4) オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクは、「事務リスク」「システムリスク」「その他のオペレーショナルリスク」の三つに大きく分類され、「その他のオペレーショナルリスク」はさらに「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」「風評リスク」「被災リスク」等に分類されます。

事務リスクとは、事務上のミスや不正により損失を受けるリスクのことです。当金庫では事務部を中心とした本部各部が営業店に対して適切な事務指導を行っているほか、監査室が定期的に臨店監査を実施するとともに営業店からの店内検査の月例報告に対する検証を行うことでリスク管理体制をより強固なものとしております。

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動、システムの不備等により受けるリスクやシステムの不正使用等による損失のことをいいます。当金庫のオンラインシステムの運用・管理はしんきん共同センターが行っており、同センターは災害時を想定した訓練を定期的実施しており万全なバックアップ体制を整備しております。

中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況

当金庫は、国から「認定経営革新等支援機関」の認定を受けた地域金融機関として、経営支援業務を充実させ、コンサルティング機能の強化や一層の発揮に努めています。専担部署である融資部内の地域サポート室と営業店が連携し、取引先事業所が抱える様々な経営課題に寄り添って、課題解決へ向けた伴走型支援に取組んでまいります。

取引先事業所のライフステージに応じた個々の経営課題の認識を、経営者と一緒に深めつつ、課題解決に対しまして、たてばやし創業応援ネットワークや群馬県信用保証協会、群馬県産業支援機構内にある各支援機関等の外部専門機関と連携し、経営支援に関する態勢整備を図っております。

また、金融機能を提供することだけでなく、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組むために、当金庫営業エリアにある各自治体等（館林市・邑楽町・明和町・板倉町・館林商工会議所・邑楽町商工会・明和町商工会・板倉町商工会）と包括連携協定を締結しております。地域における時々の課題へ適切に対応するため、協定事項をもとに、自治体と連携して地域社会の活性化に努めてまいります。

※当金庫の取組状況については当金庫の店頭やホームページ(<https://www.shinkin.co.jp/tateshin/>)で公表しております。

金融ADR制度への対応について

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

館林信用金庫 総務部

- ・住所：〒374-0024 館林市本町1丁目6-32
- ・TEL：0276-72-2565
- ・受付時間：9:00～17:00（信用金庫営業日）
- ・FAX：0276-74-4897
- ・メールアドレス：tateshin-soumu@coda.ocn.ne.jp
- ・受付媒体：メール、電話、手紙、面談

※お客さまの個人情報苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに一般社団法人関東信用金庫協会が運営する「関東地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務部に相談ください。

	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	関東地区しんきん相談所 (一般社団法人関東信用金庫協会)
電話番号	03-3517-5825	03-5524-5671
受付日時	信用金庫営業日 9:00～17:00	信用金庫営業日 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等並びに群馬弁護士会が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、総務部または上記しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	群馬弁護士会 紛争解決センター
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	027-234-9321
受付日時	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～17:00

6. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、総務部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および総務部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を総務部から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制

